

## 横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市犯罪被害者等基本条例（令和3年横須賀市条例第75号。以下「条例」という。）第12条に基づき、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に犯罪直後の緊急避難場所を提供する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1項に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為（刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病をいう。精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上であることを要する。
- (3) 性犯罪 犯罪のうち刑法第176条から第179条までの罪、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪の未遂罪（同法第176条、同法第179条第1項の罪の未遂罪を除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察その他の捜査機関に受理されているものに限る。
  - ア 犯罪による死亡又は重傷病
  - イ 性犯罪による被害
- (5) 配偶者等 配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者又は本市パートナーシップ宣誓証明書の交付など公的な証明を受けている者をいう。
- (6) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者等
  - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者(子に限る。)及び犯罪被害者とファミリーシップ関係にある者を含む。以下同じ。)
- (7) 家族 犯罪が行われた時において、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者等
  - イ 犯罪被害者の二親等以内の親族
- (8) 市民 条例第2条第5号に定める市民等のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、横須賀市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次のアからカまでに掲げる事項により、横須賀市の住民基本台帳に記録されずに横須賀市内に居住している者を

いう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた又は受けている者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた又は受けている者

ウ 児童虐待の防止等に関する法(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた又は受けている者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた又は受けている者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第7号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた又は受けている者

カ その他、横須賀市の住民基本台帳に記録することで自己の生命または心身に危害を受けおそれのある者

(緊急避難場所の提供)

第3条 市長は、犯罪被害者である市民又は遺族若しくは家族である市民に、犯罪直後の緊急避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、その費用を負担することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、ホテル等の協力を得て緊急避難場所の提供を実施する。

2 前項の規定による緊急避難場所の提供は、原則として、神奈川県(以下「県」という。)が「神奈川県犯罪被害者等支援条例(平成21年神奈川県条例第3号)」に基づいて行う支援のうち、「緊急避難場所(ホテル等)の提供に関する実施要領」(以下「県実施要領」という。)に従って犯罪被害者、遺族又は家族に提供する緊急避難場所における延泊として実施する。

(対象者)

第4条 前条の緊急避難場所の提供は、犯罪被害者である市民又は遺族若しくは家族である市民から第7条に規定する利用申込みがあった者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し実施する。

(1) 県実施要綱に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者

(2) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第5条 第3条に定める緊急避難場所の提供は、同一の犯罪被害につき、2泊までとする。

2 緊急避難場所の提供に伴う費用(宿泊費、サービス料を含む。以下同じ。)については、市が負担する。ただし、飲食代や緊急避難場所までの交通費等の実費は、第7条第1項の申込書を提出する者(以下「申込者」という。)が負担するものとする。

3 第1項に定める緊急避難場所の提供は、原則として県が県実施要領に基づき緊急避難場所の提供に関する協定を締結した事業者(ホテル等)において実施するものとし、その実施内容については、各事業者と横須賀市とが協議して定めるものとする。

(実施の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、緊急避難場所を提供しないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民又は申込者が犯罪を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者である市民又は申込者が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、緊急避難場所を提供することが社会通念上適切でないとき市長が認めた場合

（利用申込み）

第 7 条 緊急避難場所の提供を希望する者は、横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所利用申込書（第 1 号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込書の提出が申込者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うとき市長が判断できる場合又は犯罪被害者である市民又は遺族若しくは家族の置かれている状況や緊急性を鑑みて申込書の提出が困難であると市長が認める場合は、口頭により申込みを行うことができる。

3 第 1 項の申込書には、申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書、当該犯罪被害者と申込者の続柄を証明することができる証明書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る手続で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

（実施の承諾）

第 8 条 市長は、前条の規定による申込みを承諾した場合には、速やかに、横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供通知書（第 3 号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、緊急避難場所を提供する場合には、横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業実施通知書（第 4 号様式）により事業者へ通知するものとする。

（支援の不実施）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による緊急避難場所提供の通知を受けた者が第 6 条各号に該当するときその他緊急避難場所の提供を受ける資格がないと判明したときは、緊急避難場所の提供をしないこととすることができる。

2 市長は、実施の承諾を受けた者が偽りその他不正の手段により当該承諾を受けたと認めるときは、緊急避難場所の提供をしないこととすることができる。

3 市長は、前 2 項の場合においては、横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所不提供通知書（第 5 号様式）により、その内容を申込者に通知するものとする。

（費用の返還請求）

第 10 条 前条の規定により緊急避難場所を提供しないこととした場合において、既に緊急避難場所の提供が実施されているときは、市長は、緊急避難場所の提供に伴う費用を申込者に請求することとする。

（事業費）

第 11 条 本事業における緊急避難場所の提供に伴う費用については、1 泊 10,000 円（消費税別）

を上限とする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(事業費の請求及び支払い)

第12条 前条に定める事業費の請求について、事業者は、次に掲げる事項を記載した請求書により、申込者の宿泊終了後速やかに市長に請求するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生した事実
- (2) 債権者の住所、氏名及び押印
- (3) 請求年月日

2 請求書を受理した市長は、速やかに事業費を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所利用申込書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

次のとおり、緊急避難場所の利用について申し込みます。

1 申込者

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日 （ 歳）
住 所 （申込時の住所）	〒 ー		
電話番号		犯罪被害者との 続柄	
希望する地域	ホテル等の地域 <input type="checkbox"/> 横須賀市内 ・ <input type="checkbox"/> 横浜市内 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ） ・ <input type="checkbox"/> 指定なし		
部屋のタイプ	<input type="checkbox"/> シングル ・ <input type="checkbox"/> ダブル ・ <input type="checkbox"/> ツイン ・ <input type="checkbox"/> その他（ ） ・ <input type="checkbox"/> 指定なし		
その他	県の緊急避難場所を利用している場合、ホテル等の変更希望が <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

2 添付書類（担当者に必要書類をご確認ください。）

必 要 書 類	確認

3 調査等への同意

- (1) 私は、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第1項第3号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- (2) 緊急避難場所の利用に必要な情報をホテル等の事業者を提供すること及び事業者が聞き取った内容及び書類等は、当該事業者が保管することに同意します。
- (3) 緊急避難場所までの交通費や飲食代等の実費は負担します。
- (4) 私は、本申込書の内容に虚偽がないことを認め、緊急避難場所の提供を受ける資格がないと判明したとき又は虚偽その他不正な手段により緊急避難場所の提供を受けたときは、緊急避難場所の提供に伴う費用を市に返還することに同意します。
- (5) 私は、ファミリーシップに関する届出状況について、横須賀市の担当課に照会することについて同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

第2号様式（第7条第1項関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

被害の概要

被害届の提出	有・無	被害届提出日	年 月 日
届出した警察署	警察署	罪 種	
被害年月日	年 月 日		
被害場所の住所			
犯罪被害者の氏名	フリガナ 氏 名		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
被害時の住所	〒 -		
犯罪被害者及び申込者に関して	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申込者は、犯罪を誘発するような行為その他責めに帰すべき行為は行っていません。		

上記のとおり、申し立てます。また、私は、上記の申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 -
電話番号	
犯罪被害者との続柄	

横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付で申込みのありました横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所の提供事業については、次のとおりとしましたので、通知します。

1 横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所の提供事業について利用できます。

事業者・内容	ホテル等名称：
	所在地：
	電話番号：
	部屋のタイプ：
	担当者：
	利用期間： 年 月 日～ 年 月 日

※決定通知を受けたのち、日時等の変更又はキャンセルを希望する場合には、速やかに横須賀市役所犯罪被害者等支援相談窓口にて電話連絡してください。

※変更等の電話連絡が土・日・祝日や夜間時間帯の場合には、直接上記事業者にご連絡ください。

2 横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所の提供事業について利用できません。

理由

第4号様式（第8条第2項関係）

第 号  
年 月 日

ホテル等 管理者 様

横須賀市長

印

横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業実施通知書

緊急避難場所の提供について、次のとおり実施することとしましたので通知します。

申込者			
フリガナ 氏 名		性別	
生年月日	年 月 日	年齢	歳
住 所	〒 ー		
電話番号			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

事業者	ホテル等名称：
	所在地：
	電話番号：
	担当者：



第5号様式（第9条第3項関係）

第 号  
年 月 日

横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所不提供通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付 第 号にて通知した横須賀市犯罪被害者等緊急避難場所提供について、下記の理由により、提供しないこととしましたので通知します。

記

理由